

令和8年3月市議会定例会議

# 建設水道常任委員会資料

- 議案第28号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件中、都市政策部所管分 . . . . . P. 2
- 議案第38号 県北都市計画事業福島北土地区画整理事業施行規程を廃止する条例制定の件 . . . . . P. 3
- 議案第39号 福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件 . . . . . P. 4

都市政策部

# 議案第28号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

議案書  
P. 83~87

## 1 改正の背景

老朽化したマンションなどの区分所有建物の管理や再生を円滑に進めるため、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の一部が改正された。『要除却等認定マンション』に対し、建替え時の特例許可の拡充による規制の緩和により、従前を上回る延床面積や戸数（余剰の分譲床）での建替えが可能となり、事業の採算性向上と再生の促進が期待される。

### <要除却等認定マンション>

耐震不足や外壁の剥落等により、付近に危害を及ぼすおそれがあるとして、除却の必要性に係る認定を受けたマンション。  
法改正により、「容積率」の緩和に加え、新たに『建物の高さ制限』の緩和も適用可能となる。

## 2 改正の内容

(1) 法改正に合わせ、現行の特例許可申請手数料の規定を見直し

- ・ 高さ制限緩和の追加： 現行は「容積率」の特例許可のため、「容積率又は各部分の高さ」の特例許可申請手数料を追加
- ・ 引用する法律名と条項の整理： 「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」 ⇒ 「マンションの再生等の円滑化に関する法律」

〔別表第1の8 建築基準法関係（その2）の表〕

改定後		現行	
14 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき (1) 略 (2) (1)以外の場合 17万円	14 法第52条第10項、第11項若しくは第14項又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査
56 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却等認定マンションにおける建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき 17万円	< 新規追加 >

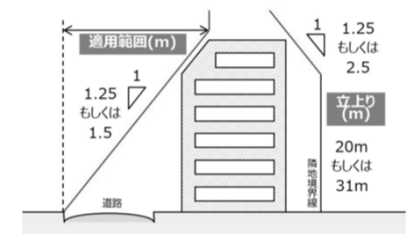
※ 現在までに「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づく「建築物の容積率の特例許可申請」の実績はありません

(2) 写しの交付手数料

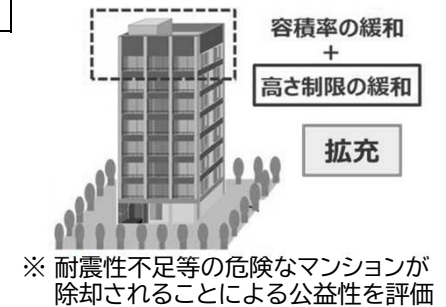
- ・ 法令等の改正による書類等の追加や名称変更に対応するために、手数料条例上の位置付けを変更

別表第1の8の表56から58において個別に設定していた「写しの交付手数料」を、共通規定である別表第1の1の表17「公簿、公文書及び図面の謄本又は抄本の交付手数料」へと読み替える運用とし、包括的な手数料体系へと移行する

〔高さ制限のイメージ〕



〔高さ制限緩和のイメージ〕



※ 耐震性不足等の危険なマンションが除却されることによる公益性を評価

## 3 条例施行予定日 令和8年4月1日

# 議案第38号 県北都市計画事業福島北土地区画整理事業施行規程を廃止する条例制定の件について

議案書  
P. 133

## 1. 条例廃止の背景

福島北土地区画整理事業は、令和8年3月をもって償還金の支払いが終了し事業が完了するため、同施行規程を廃止するものである。



区域図

## 2. 条例廃止の内容

県北都市計画事業福島北土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するものである。

## 3. 条例施行予定日

令和8年4月1日

# 議案第39号 福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件について

議案書  
P. 134

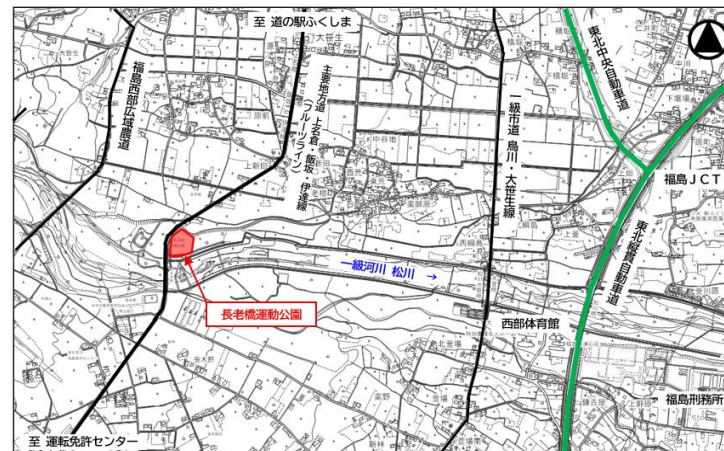
## 1. 条例改正の背景

一級河川松川の河川敷にある長老橋運動公園は、福島県より河川占用許可を受けている都市公園である。

福島県より建設発生土のストックヤードとして長期的に運用する方針が示され、今後河川占用許可を受けることが困難であるため都市公園を廃止するものである。

## 2. 条例改正の内容

長老橋運動公園を廃止することから、当条例に基づく管理の対象から同公園を削除する改正を行うものである。



位置図

福島市都市公園条例（昭和39年条例第64号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
2 その他の施設				2 その他の施設			
公園名	施設名	供用日	供用時間	公園名	施設名	供用日	供用時間
荒川運動公園	運動施設・レクリエーション施設	4月1日から 11月30日まで	午前6時から 午後6時まで	<b>長老橋運動公園</b>	運動施設・レクリエーション施設	4月1日から 11月30日まで	午前6時から 午後6時まで
(略)				荒川運動公園			
(略)				(略)			
(略)				(略)			

## 3. 条例施行予定日

令和8年3月31日